

各位

2026年6月1日

ATグループ健康保険組合

情報通信機器を用いた診療について(CPAP)

当診療所では、睡眠時無呼吸症候群で CPAP 治療をおこなっている患者様を対象に、情報通信機器を用いた「遠隔モニタリング」による診療を実施しております。患者様の治療状況を医療機関側で適切に把握し、継続的かつ安全な療法の実施を支援するものです。

当診療所では、以下2点を厳守しております。

- ・CPAP 治療を継続されており、医師が遠隔モニタリングによる管理が適切であると判断し、同意をいただいた患者様であること
- ・患者様の蓄積された医療情報についてはサイバーセキュリティ対策を講じ安全に取り扱うこと

この取り組みに対して厚生労働省の定めにより「遠隔モニタリング加算」を算定させていただきます。

どうぞご了承いただきますようお願いいたします。

医院名:ATグループ診療所

所長名:村上隆一郎